

第1章 計画策定にあたって

第1章 計画策定にあたって

(1) 計画の趣旨

高齢者お達者プランは、加賀市における介護保険制度と高齢者に関する保健福祉事業の円滑な実施に関する総合的な計画として、取り組む課題と目的を明らかにし、具体的な目標を定めるものです。

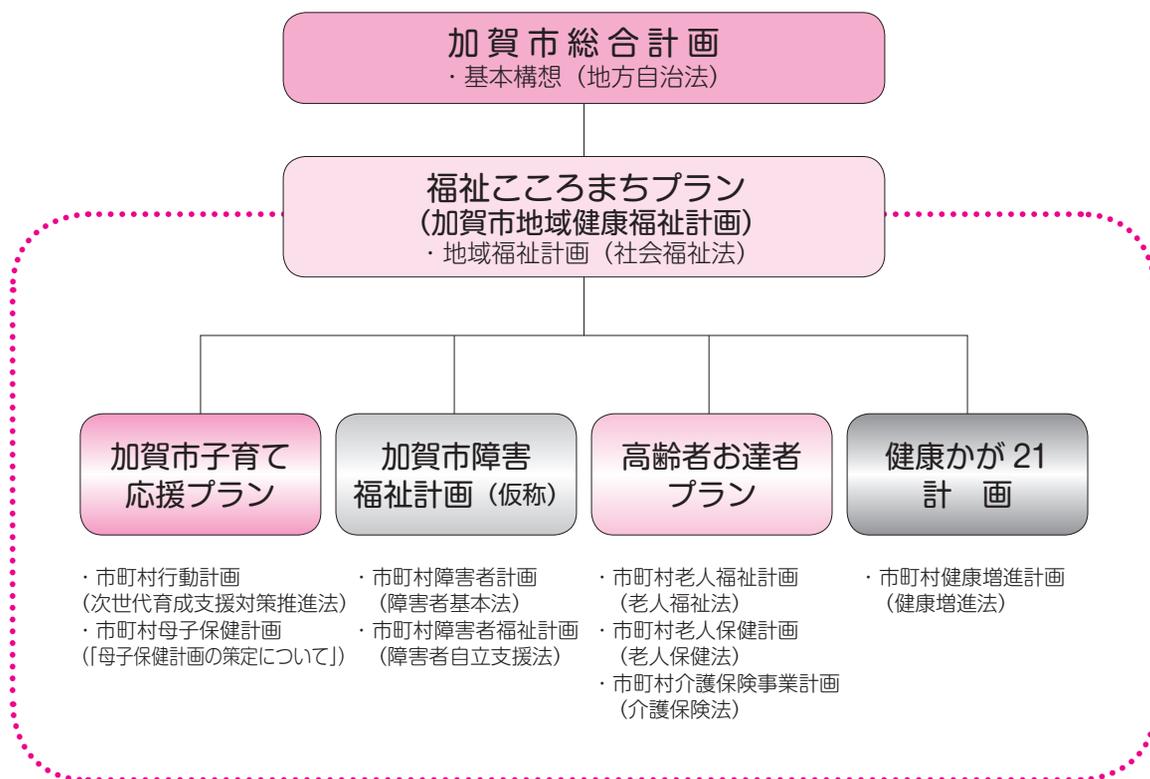
(2) 法令等の根拠

老人保健法第46条の18、老人福祉法第20条の8の規定に基づく加賀市高齢者保健福祉計画及び介護保険法第117条に基づく加賀市介護保険事業計画を、一体のものとして策定します。

高齢者保健福祉計画は、保健福祉をはじめ、高齢者関連施策全般にわたる目標を定める総合的な計画であって、介護保険事業計画は、介護保険事業のサービスの種類と量を定める実施計画です。

(3) 他の計画との関係

本計画は、社会福祉法の規定に基づく地域福祉計画及び健康増進法の規定に基づく健康増進計画と整合性をとり、地方自治法第2条第4項に規定する本市の総合計画（基本構想）に則して定めるものです。



(4) 計画策定の背景

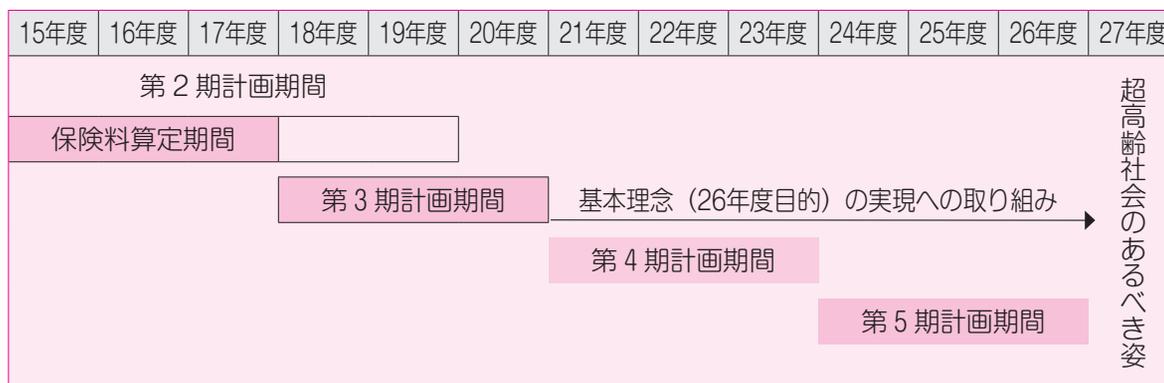
わが国は、世界に類を見ない長寿国となっています。現在、高齢化の進展により保健、医療、福祉への需要が増大するとともに、生活の質の向上が求められてきました。さらに少子化、核家族化の進展とともに住民意識や価値観が多様化し、高齢者をとりまく環境が著しく変化しています。こうした中で、介護を社会全体で支える制度として介護保険制度が平成12年4月に施行されました。

介護保険制度は、利用者の増加に伴いサービス基盤が充実され、「家族の介護負担が軽くなった」「サービスを選びやすくなった」など、制度に対する評価も高まりつつあります。しかし、ひとり暮らし高齢者や認知症高齢者の増加に伴い給付費は増加し、現在までに「介護予防に関連する制度・事業は一貫性・連続性に欠け、内容が不十分。」「軽度者に対するサービスが、利用者の状態の改善につながっていない。」などの課題が指摘され、平成17年6月に予防重視型システムへの転換と制度の持続可能性を見直しの基本的視点とした介護保険法の改正が行われました。

わが国は、今後10年で第1次ベビーブーム世代が65歳に到達し、本格的な超高齢社会が到来します。本計画は、改正介護保険法の内容を踏まえ、超高齢社会の到来に備え、介護予防施策を重視し策定するものです。

(5) 計画期間と点検・評価

本計画は、平成26年度(2014)における目標を立て、その目標に至る平成18年度(2006)から平成20年度(2008)までの3か年を計画期間とします。



(第3期から計画期間を3年間に変更し、計画期間と保険料算定期間が一致します。)

本計画の推進に当たっては、計画である「Plan」から、事業の実施「Do」、成果の確認「Check」、次期計画の見直し「Action」までを、PDCA(Plan-Do-Check-Action)マネジメントサイクルにのっとり実行します。

計画期間中は、加賀市健康福祉審議会・高齢者分科会において、計画の進捗状況などを点検・評価し、今後3か年ごとに計画の見直しを行います。

